

# 青森県報

第九百九十八号

令和七年  
十一月二十八日  
(金曜日)

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年十一月二十六日に行つた褒賞

長尾敦子

多年防犯関係団体の要職にあって、少年の非行防止と健全育成に努め、防犯思想の普及高揚と防犯活動の推進に貢献した功績まことに顕著であります。

## 目次

## 告示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務文書課) : 一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) : 三

## 公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) : 四
- 換地計画の決定……………(農村整備課) : 七

## 公安委員会

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) : 七

- マイクロソフトボリュームライセンス賃貸借契約に係る一般競争入札……………(同) : 八

## 公 営 企 業

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課局) : 一〇

## 青森県告示第五百七十九号

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行つたので、同規則第十二条の規定により告示する。

福井敏隆

川村優子

多年市選挙管理委員会委員長等として、選挙の管理執行及びその啓発に努めるなど、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

中野政勝

多年婦人団体の要職にあつて、婦人の教養及び地位の向上に努めるなど、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年文化財保護審議会委員として、歴史資料等の調査報告に携わり、文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

多年日本舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年書道の普及に努めるとともに、後進の育成に尽くし、また関係団体の要職にあつて、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年日本古代・中世史の研究に励み、県内自治体史編さんに数多く携わり地方史の発展に寄与するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年日本古代・中世史の研究に励み、県内自治体史編さんに数多く携わり地方史の発展に寄与するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

令和六年世界女子相撲選手権大会において中量級で優勝を果たすなど、我が国女子相撲競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第十七回W B S C 女子ソフトボールワールドカップにおいて優勝を果たすなど、我が国ソフトボール競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第十七回W B S C 女子ソフトボールワールドカップにおいて優勝を果たすなど、我が国ソフトボール競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年社会福祉施設副園長等として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

「高木 鈴木 樋口 忍」

「泉峰 佐々木 染洋子」

民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

菊地廣美

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

蛍名敏彦

「石澤桐雨」

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

永澤節子

「唐川理央」

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

海老名淳子

「谷俊一」

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

岡田雪枝

「唐川彩名」

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

吉田豊

「藤志歩」

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

岡本幸治

「須田彩名」

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

岡田幸治

「成田志歩」

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

岡田幸治

「平山秀司」

多年柔道整復師関係団体の要職にあって、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

岡本幸治

「大庭志歩」

多年柔道整復師関係団体の要職にあって、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

大庭志歩

「佐々木木崎」

多年クリーニング業関係団体の要職にあって、生活衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木木崎

多年社会福祉関係団体の要職にあって、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木木崎

など、環境衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年獣医師関係団体の要職にあつて、公衆衛生業務等に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年建築設計監理業関係団体の要職にあつて、建築士事務所の技術の向上と業界の活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小山田 富 弥  
山 口 聰  
田 中 宗 次 郎  
吉 子 登 志 子  
滝 内 康 治  
三浦 テツ子

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

石橋 薫

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

松下志美雄  
藤順一

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

工藤順一

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

横濱豊

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

蒔苗浩明

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木美佐子  
佐々木 美 佐 子

くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社青森みちのく銀行  
吉田登志子  
滝内康治  
三浦テツ子

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社青森みちのく銀行

令和六年四月、青の煌めきあおもり国スポーツ・障スポ募金に對して多額の金員を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

西野茂雄

令和六年九月、八戸市に對して作家研究及び美術館収蔵資料充実のため美術工芸品等を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北井一夫

青森県に對して作家研究及び美術館収蔵資料充実のため写真を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北井一夫

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十八日

二の表車力区域の項を次のように改める。

青森県知事 宮下宗一郎

車力区域 車力漁業協同組合の地区	1 2 び 主として底建網漁業	底びき網を使用して行うしじみ漁業 小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業及
---------------------	--------------------------	--

△

農田地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十一月二十八日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公示する。

令和七年十一月二十八日

青森県知事　印　下　帳　一　巻

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地		
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字　字　番地
株式会社まご こ農業 ファーム	青森市	青森市	清水　川瀬　169番
株式会社まご こ農業 ファーム	青森市	青森市	内真部　平岡　154番
清水一也	青森市	青森市	駒込　月見野　392番1 筆
大平裕和	黒石市	青森市	浪岡大字木郷　一本柳　81番 筆
久慈省悟	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地　田浦　299番1 筆
久慈健太	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	汐越　157番1

木戸　良治	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田　600番1	
木戸　良治	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田　599番	ほか1 筆
木戸　大幹	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	瀬辺地	山田　194番	ほか1 筆
佐藤　信彦	東津軽郡蓬田村	東津軽郡蓬田村	長科	鶴蝮　7	ほか3 筆
株式会社福井農園	平川市	平川市	李平	北豊田　28番1	ほか6 筆
株式会社福井農園	平川市	平川市	李平	北豊田　39番3	
小笠原　昭治	平川市	平川市	尾崎	平山　92番	ほか1 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　10番1	ほか3 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　6番1	ほか2 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　32番1	
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　13番	ほか5 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　32番2	ほか2 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　33番1	ほか2 筆
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村	平川市	高木	豊沖　35番1	ほか3 筆
久保田　明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柳	柏原　1番7	
久保田　明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柳	柏原　2番1	
久保田　明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柳	柏原　11番1	ほか1 筆

久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	榊	柏原	6番	ほか1 筆
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	榊	柏原	1番1	
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	榊	柏原	4番1	ほか1 筆
久保田 明則	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	榊	柏原	10番	
古川 明憲	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	榊	柏原	10番	
葛西 正人	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	常盤	西田	60番1	ほか2 筆
菊地 和文	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	大袋	前田	26番	ほか2 筆
久保沢 卓	八戸市	八戸市	枝川	館子	86番1	ほか4 筆
久保沢 卓	八戸市	八戸市	南郷大字泥障作	青沢	30番	ほか3 筆
日向 比呂志	三戸郡南部町	八戸市	尻内町	柳館	36番	
荒木地 博貴	八戸市	八戸市	豊崎町	洞向	45番13	
荒木地 博貴	八戸市	八戸市	豊崎町	渋民	9番1	ほか1 筆
滝田 信彦	三戸郡南部町	八戸市	長苗代	上中坪	47番	ほか2 筆
上村 勇人	八戸市	八戸市	尻内町	柳平	161番	
松山 大助	三戸郡南部町	八戸市	南郷大字大森	遠山	38番1	
松山 大助	三戸郡南部町	八戸市	南郷大字大森	遠山	34番	

加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	下平	30番	
加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	下平	65番	
加藤 浩幸	八戸市	八戸市	尻内町	熊ノ沢	80番	
長森 葉月	八戸市	八戸市	豊崎町	上水福寺	42番3	
岩澤 範行	八戸市	八戸市	八幡	州寄ヤ崎	15番1	ほか3 筆
山口 達郎	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	稻荷沢	45番	ほか1 筆
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	67番	ほか1 筆
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	84番	
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	斗賀河原	386番	
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	鳶ヶ巣	5番	
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	田ノ沢	2番1のうち	
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	土口前	36番1	ほか4 筆
西塙 人司	三戸郡南部町	三戸郡南部町	斗賀	大沢	33番1	ほか1 筆
西塙 人司	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村	戸来	大沢	60番1	ほか1 筆
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	奥瀬	下山	329番	ほか5 筆
本間 剛	十和田市	十和田市	家ノ下	297番3	ほか2 筆	

株式会社WA ND	十和田市	十和田市	米田	盲沼	26番10 のうち	ほか5 筆
株式会社ユア ガイド	十和田市	十和田市	切田	西大沼 平	1番52	ほか1 筆
織笠 大輔	三沢市	三沢市	三沢	淋代平	116番2 000	ほか1 筆
赤沼 弦	三沢市	三沢市	三沢	早稲田	1169番	
川嶋 敏明	三沢市	三沢市	三沢	早稲田	1187番	
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	3776番 16	ほか2 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	6359番	ほか1 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	5750番	ほか2 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	49番37 7	ほか2 筆
ジョイント・ アーム株式 会社	三沢市	三沢市	三沢	庭構	550番	ほか6 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	49番75	ほか3 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢	庭構	2852番	ほか3 筆
大池 克	上北郡七戸町	上北郡七 戸町	大池	36番15	ほか1 筆	
甲田 哲朗	上北郡七戸町	上北郡七 戸町	上田坪	186番	ほか7 筆	
田中 純紀	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	下田坪	17番		
長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横 浜町	吹越	271番2		

## ○農用地利用集積等促進計畫（貸借・再配分）

長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横浜町	明神平	289番1のうち
長倉 喜美男	上北郡横浜町	上北郡横浜町	百目木	88番85ほか2筆
菊池 國廣	上北郡横浜町	上北郡横浜町	家ノ前川目	23番43ほか1筆
菊池 國廣	上北郡横浜町	上北郡横浜町	家ノ前川目	23番49
太田 博秋	上北郡横浜町	上北郡横浜町	吹越	56番18ほか2筆
田中 健	上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	平沼	112番27
谷地 孝仁	八戸市	八戸市	高田	1番
松倉 大	八戸市	八戸市	市川町	向谷地ほか4筆
			尻内町	下窪8番4

株式会社INA HO	十和田市	十和田市	法量	中里	189番1 筆	ほか4
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	相坂	高清水	1591番 筆	ほか2
株式会社INA HO	十和田市	十和田市	奥瀬	下川目	265番1	
小山田 訓	十和田市	十和田市	相坂	箕輪平	212番6	

**換地計画の決定**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行つた場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年十一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

分に限る。）及び大間町役場

**公 安 委 员 会**

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十八日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間  
令和七年十二月一日から同月二十六日まで
- 三 縦覧の場所  
青森県のウェブサイト（換地計画書の写しのうち、各筆換地等明細書を除いた部
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和七年十月十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三の四の一
- 六 契約金額  
百二十四万四千円
- 七 隨意契約の理由  
(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。)

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

#### 八 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者を参加者として入札を行つたが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかつたため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行つた者と随意契約により契約を締結したものである。

#### 九 入札の公告を行つた日

令和七年八月二十五日

~~~~~

マイクロソフトボリュームライセンス賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年十一月二十八日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

#### 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるライセンスの調達、設定等の事務手続を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

マイクロソフトボリュームライセンス 一式

#### 二 賃貸借期間

令和八年三月一日から令和十一年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

#### 三 納入場所等

入札説明書による。

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

#### 四 入札に参加する者に必要な資格

- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るもの賃貸借契約についてAの等級に格付けられた者であること。
- 3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する事業者若しくはこれに準ずる者として地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。
- 5 納入するライセンスについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
  - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
- 2 提出時期等
  - (一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和七年十二月十五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
  - (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
  - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所
 

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課調度係  
電話 ○一七一七二三十四二一
- 4 入札書の提出場所等
 

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課調度係

- 2 電話 ○一七一七一三一四二一一  
入札書の提出期限
- 令和八年一月九日 午前十時二十分  
開札の場所及び日時
- 青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部三階会議室D
- 令和八年一月九日 午前十時三十分  
入札保証金に関する事項
- 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。
- 八 契約保証金に関する事項
- 賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上（金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度についても同様とする。
- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 九 契約書の取り交わし時期
- 十 落札決定の日から七日以内  
落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 十一 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - 3 入札書の記載方法  
落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当

## SUMMARY

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額  
落札価格をもつて令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度及び令和九年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じて得た額とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じて得た額とする。

- 1 Nature and quantity of the products to be leased:
- (1) Software License
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation
- 2 Time limit for tender:  
10:20 A.M. January 9, 2026
- 3 Contact point for the notice:  
Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

## 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和7年十一月二十八日

青森県病院事業管理者 大山 力

## 一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号）十万八千リットル

## 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

## 三 契約の方法

一般競争入札

## 四 落札者を決定した日

令和7年十月二十七日

## 五 落札者の名称及び住所

北日本エネルギー株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

## 六 落札金額

一リットル 九十一円七十四銭

## 七 落札者を決定した手続き

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者としたものである。

## 八 入札の公告を行つた日

令和7年二月十日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号

（印刷所・販売人）  
青森市東奥印刷株式会社  
（印 刷 所・販 売 人）  
東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付二十一円七十九銭  
毎週月・水・金曜日発行